

## 大学留学

### オンライン 留学サクセスサポート・応募要項

■ **対象者**：ICC が提携するオーストラリア・ニュージーランドの大学に留学予定で、入国制限によりオンラインで学習する学生

■ **ICC の提携大学**：次の大学に入学予定の方を対象としたサポートです。

オーストラリア国立大学, ACT シドニー大学, NSW マッコーリー大学, NSW ウーロンゴン大学, NSW ニューサウスウェールズ大学, NSW UTS インサーチ, NSW エディス・コーワン大学, WA 西オーストラリア大学, WA カーティン大学, WA アデレード大学, SA	メルボルン大学, VIC モナッシュ大学, VIC RMIT 大学, VIC ディーキン大学, VIC クイーンズランド大学, QLD グリフィス大学, QLD ボンド大学, QLD ジェームスクック大学, QLD クイーンズランド工科大学, QLD	オタゴ大学, NZ カンタベリー大学, NZ オークランド大学ファンデーション
--	---	---

■ **サポートの内容と参加費用**

サポート内容	55,000 円 (税込) (6 ヶ月間)
<p><b>生活相談：</b> 履修登録方法などアドバイス、留学手続全般の相談、留学先との連絡に関するアドバイス、授業料・滞在費支払いにおけるアドバイス、編入や転校、単位の取り方などの進路に関する相談、成績表の読み方のアドバイス、学生ビザ更新の相談 ※相談サービスは電話、メールまたは Zoom などのオンライン面談での対応となります。</p> <p><b>留学コーチング：</b> 留学開始前に設定した目標等に向けての進捗確認、目標変更等に向けてのアドバイス (3 か月に 1 度)</p> <p><b>キャリアワークショップ：</b> 卒業後の就職に向けて必要な情報提供 (年 2 回)</p> <p>[振込指定口座] 金融機関名：三井住友銀行 (0009) 支店名：目黒支店 (694) 種別：普通預金 口座番号：7395600 名 義：株式会社 ICC コンサルタンツ [フリガナ カ] アイシーシーコンサルタンツ]</p>	

■ **申込期限**：予定コース開始の 2 週間前 ※既にコース開始している方はご相談下さい。

■ **申込時に必要な書類等**：「大学留学 <オンライン 留学サクセスサポート申込書>」

■ **サポート提供期間**：参加者が最初のコースを開始した日 (オリエンテーション当日を含む) から 6 か月間  
※既にコースがスタートしている場合は指定頂いた開始日から 6 か月間

■ **サービス期間の延長**：6 か月経過後に以下のサポートを継続して受けることも可能です。

- ・オンライン 留学サクセスサポート継続費用 55,000 円 (税込) /6 か月 もしくは
- ・留学後サクセスサポート費用 200,000 円 (税込) /1 年間

※入国制限が解除され、留学先への渡航が可能になった場合は「オンライン 留学サクセスサポート」に継続申込頂くことは出来ません。

■ **オプション**：チュータリングサポート (別途料金必要:12,000 円～)

- ・学習面でのサポート等が必要な場合、プロ講師が学習指導を行います (例：英語強化、数学指導、論文作成指導など)。

## 大学留学

### ＜オンライン 留学サクセスサポート参加申込書＞

NAME (ローマ字)		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他
名前 (学生氏名)		生年月日	(西暦)          年    月    日 (満:                  才)
現住所 (本人住所)	〒  TEL: 携帯:                                  email:		
保護者 緊急連絡先	住所 (現住所と違う場合のみ記入):  保護者氏名: 携帯:                                  email:		
予定進学先名	学校名を記入 (既に決定している場合のみ該当コース全て□にチェックを入れ、学校名を記入。  <input type="checkbox"/> 大学附属英語コース (20____年____月____日～____月____日) <input type="checkbox"/> 大学附属ファンデーションコース/ディプロマコース <input type="checkbox"/> _____大学 (コース名: Bachelor of _____)		
サポート期間	<input type="checkbox"/> コース開始初日 (20____年____月____日) から6ヶ月		
別に定める、「大学留学・オンライン 留学サクセスサポート契約書」「個人情報の取り扱いについて」をよく読んで上、「大学留学・オンライン 留学サクセスサポート」への申込みをします。			
本人署名:	印	署名日:	
法定代理人署名:	印	署名日:	
法定代理人署名:	印	署名日:	
備考欄 (ICC 使用)			
入金日:	担当オフィス:	担当カウンセラー:	
進学先:	担当アドバイザー:		
サポート期間:	年    月    日～	年    月    日	

#### 【プログラム参加費用 振込口座】

金融機関名: 三井住友銀行 支店名: 目黒支店 種別: 普通預金 口座番号: 7395600

名義: 株式会社 ICC コンサルタンツ [カ) アイシーシーコンサルタンツ]

## 大学留学・オンライン 留学サクセスサポート契約事項

株式会社 ICC コンサルタンツ（以下「甲」とします）とオンライン 留学サクセスサポート参加者（以下「乙」とします）は、以下の内容により、大学留学・オンライン 留学サクセスサポート（以下「本サポート」とします）の契約を締結します。

### 第1条 本サポートの目的

本サポートは、乙がオーストラリアまたはニュージーランド（以下「留学国」とします）の大学（以下「留学先」とします）へ入学する乙の留学をサポートするサービスを提供することを目的とするものです。

### 第2条 参加対象者

本サポートは、オーストラリアまたはニュージーランドで大学またはその他の教育機関への進学を予定する学生を対象とします。

### 第3条 サポートの内容

サポート開始後に甲が乙に提供するサポート内容は次のとおりです。

- 1) サポート内容
  - A. 留学全般にわたる相談サービス
  - B. 編入や転校、単位の取り方などについての相談サービス
  - C. 就職・就職活動についての情報提供やキャリアワークショップの提供（半年に1度）
  - D. 学生ビザ更新の相談サービス ※ビザ申請代行手続は含まれておりません
  - E. 成績表（英文）の読み方についてのアドバイス
  - F. 授業料・滞在先費用の請求書に関する読み方、支払方法等の助言
  - G. 目的達成への進捗確認と達成に向けた行動変容を促すアドバイス
- 2) 担当者との連絡方法
 

甲の担当者がサポートを担当します。なお、相談できる時間は土日祝祭日を除く月～金 10：00～18：30（日本時間）です。

連絡方法は、電話、メールあるいは事前予約によるオンラインツールを使った相談サービスが基本です。

### 第4条 サポートの範囲

本サポートは、あくまでも乙が自己の責任において留学・学習を実行することを基本としています。甲は、乙が留学先での習慣・風俗・文化等に不慣れなために発生する相談事に対し、可能な限りのアドバイスを行うものであり、その問題の最終解決を保証するものではありません。相談内容によってはお受けできない場合もあります。

### 第5条 サポートの期間

本サポートの提供期間は乙が留学先でのコースを開始した日（オリエンテーション初日を含む）から6か月間とします。乙が既にコース開始をしている場合は甲と乙が双方で取り決めた開始日から6か月間とします。また、本サポートは、甲と乙の双方の合意により延長することができます（本サポートの延長は本契約第9条現地生活サポートの延長を参照）。

### 第6条 参加費用

乙は、甲が提供する本契約第3条のサービスに対する対価として、別に定める参加費用に関する取決めに従い、所定の金額を参加費用として甲に対して支払います。留学費用等は、受入先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。

オンライン 留学サクセスサポート（6か月間）：¥55,000（税込）

### 第7条 参加費用に含まれない費用

次の費用および本サポートのサービス範囲外の費用は参加費用に含まれません。これらの費用に関しては、乙が別途支払う必要があります。

- (ア) 海外旅行傷害保険（留学生保険）の保険料
- (イ) 学生ビザ申請料および申請に係る諸経費
- (ウ) 航空券などの渡航費用
- (エ) 出願料、入学金、授業料、教材費、滞在先申込金、滞在先予約金、宿泊費、食費、緊急送料、書類の英訳、出迎え料、その他留学において必要とされる費用
- (オ) 志望専攻科目により、乙の作品（ポートフォリオ、デモテープ、ビデオ等）を学校に事前提出する必要がある場合の送料
- (カ) 入学後、乙と留学先との関係において生じるその他の費用
- (キ) 乙の希望により入学後、編入/転校などの手続を甲が行う場合の手続代行費用
- (ク) 乙の希望により手配する家庭教師（チュータリング）等の授業料
- (ケ) 乙の緊急時に甲が支出した交通費、通信代、その他の実費
- (コ) その他、渡航、留学生活、学習に伴う個人的費用

### 第8条 契約の成立

乙が本サポートを申し込む場合には、甲が指定する本サポート参加申込書に所定事項を記入し、署名、捺印した上、別に定める参加費用を添えて甲に対して申し込むものとします。甲において本サポート参加申込書および参加費用を受領した時点で本契約が成立します。また、この時点を本契約の契約日と定めます。

### 第9条 サポートの延長

乙は、次の費用を新たに支払うことにより、第5条の期間（6か月間）経過後、以下のサポートの延長・新規加入を申し込むことができます。

1. オンライン 留学サクセスサポート料（継続）（6か月継続につき）：¥55,000（税込）
2. 留学後サクセスサポート料（継続）/1年：¥200,000（税込）

尚、入国制限が解除され渡航が可能になった場合、「オンライン 留学サクセスサポート」に継続してお申込み頂くことはできません。

### 第10条 拒否事由

甲は、次に定めるいずれかの事由が認められる時、乙の申込みをお断りすることがあります。

1. 乙が本サポートの趣旨を十分に理解していないと甲が判断したとき
2. 乙が未成年である場合に親などの法定代理人から同意がないとき
3. 乙の希望を受け入れられないと甲が判断したとき
4. 乙の過去の既往症や現在の心身の健康状態から見て留学が不適切であると甲が判断したとき
5. その他甲において乙の受入が困難であると判断したとき

### 第11条 解約と返金

乙が、本契約成立後、乙の事情により本契約を解約する場合、乙は、甲に対し次の区分に従って解約料を支払います。この場合、甲は乙から既に受領した参加費用から解約料を差し引いた金額を乙に払い戻します。なお、乙が別途支払を行った授業料等については当該教育機関など対応機関の定めによります。また返金の際には、振込手数料は乙負担とします。

- a) 申込日から起算して8日目までの解約：解約料は必要ありません。
- b) 申込日から起算して9日目以降コース開始予定日前日までの解約：5,500円
- c) コース開始日から30日目までの解約：11,000円
- d) コース開始日から起算して31日目以降60日目までの解約：22,000円
- e) コース開始日から起算して61日目以降90日目までの解約：33,000円
- f) コース開始日から起算して91日目以降120日目までの解約：44,000円
- g) コース開始日から起算して121日目以降の解約：サポート料相当額（返金はありません）

### 第12条 契約内容の変更

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができます。

1. 不可抗力により甲が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合
2. 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法令に違反する行為をなし、甲において本サポートの目的、趣旨に照らして乙の本サポートへの参加が不適当であると認めた場合
3. 乙から提携機関を変更する変更の申出があった場合
4. 乙から契約内容の変更の申出があった場合
5. その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

### 第13条 契約の解除

乙に次に定める事由が生じた場合、甲は本契約の一部または全部を解除することができます。

1. 乙の事情により、乙が本サポートの参加を取り止めた場合
2. 乙が所在不明または1か月以上にわたり連絡不能となった場合
3. 乙が留学先の教育機関を退学または放校になり、留学を取り止めた場合
4. 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法令に違反する行為をなし、甲において本サポートの目的・趣旨に照らして乙の本サポートへの参加が不適当であると認めた場合
5. 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本サービスの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適当であると認めた場合
6. 乙が甲に対し、所定の期日までに参加費用全額の支払いを完了しなかつ

た場合

7. 乙がパスポートもしくは学生ビザを更新できなかった場合
8. 乙が正当な理由なく、甲が行う指示に従わず、甲が本サポートのサービスを提供するのに困難な事情がある場合
9. 乙が留学先の学則に従わず放校や退学処分となった場合
10. 乙が本契約に違反した場合
  11. 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせた場合
  12. 本契約成立後に第10条の拒否事由があることが判明した場合
  13. その他甲において、本サポートの目的・趣旨に照らして乙の本サポート参加が不適当であると認めた場合

#### 第14条 費用の不返還

前2条（第12条、第13条）に基づき本契約の内容が変更され、または本契約の一部もしくは全部が解除された場合には参加費用など既に甲に支払済みの費用についてはプログラムの進行状況に応じ返金されない場合があります。また、乙が支払った金額を上回る損害が甲に生じた場合は、甲は乙に対し不足額につき請求することができます。

#### 第15条 免責事項

1. 甲は、次に例示するような事由により、乙が留学できず、または留学希望先校への正式入学ができなかった場合は、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。
  - 1) 出願した学校、コースなどが定員に達して入学できなかった場合
  - 2) 申し込んだ滞在先の滞在施設が定員に達していた場合またはその他の留学先の事情により入室、入室できなかった場合
  - 3) 通信事情または留学先の事情により入学許可証が期日までに届かなかったために入学できず、または予定していた時期に入学できなかった場合
  - 4) 条件付合格の場合において、乙が、留学先が定める英語力・学力等の基準に事前研修期間内に到達せず入学ができなかった場合
  - 5) 乙の成績および語学力が不足したため、乙が希望の留学先に留学できなかった場合
  - 6) 乙が留学先から乙の希望する他大学に編入できなかった場合
  - 7) 乙において、ローンにより契約費用の調達を予定していた場合において、予定したローンが実行されないことにより必要な費用の支払いができず、手続きの継続が不可能と判断される場合
  - 8) 留学先の都合による奨学金内容の変更や授業および履修科目に変更があった場合の責任
  - 9) 甲が、留学先等から送られてくる最新資料に基づき入学手続代行等の手配をしたにもかかわらず、留学先等の事情により入学基準の変更、授業内容の変更、授業時間や回数の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更がなされた場合
  - 10) 乙に起因する理由で入国を拒否された場合、または留学国の入国管理局等の当該機関による学生査証（ビザ）の発給が遅延・拒否されたことによって、留学国への入国が遅延または不可能になった場合の責任
  - 11) 留学先の都合による奨学金内容の変更や授業および履修科目に変更があった場合の責任
2. 甲は、次に例示するような事由により乙に不利益または損害が発生した場合、乙に対し損害賠償その他の責任を負いません。
  - 1) 運輸機関の遅延、フライトのキャンセル、ハイジャック、ストライキ、事故、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力または第三者の責による交通機関に関する乙の不利益・損害
  - 2) 天変地異、政変、テロ、動乱、戦争、ストライキ等の不可抗力によって発生した乙の不利益・損害
  - 3) 留学国が学生ビザ発給基準、滞在許可条件等を変更することによって発生した乙の不利益・損害
  - 4) 留学国が外国人の渡航を制限し、または予め設定していた制限を撤廃しないため、乙が留学国に渡航出来ないことにより発生した乙の不利益・損害
  - 5) 留学先およびホームステイ、寮等の滞在先における、盗難・事故・係争など乙の留学国滞在中または渡航中に受けた不利益・損害
  - 6) 乙の留学国渡航中、滞在中および旅行中に発生した、交通事故を含む事故、怪我、病気等に基づく不利益・損害
  - 7) 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持もしくは飲酒、喫煙またはこれに関連して起こった全ての不利益・損害と責任
  - 8) 為替、物価の変動、学費や滞在費等の改定による乙の経済的損失
  - 9) 留学先から停学、放校、退学等の処分を受けた場合の不利益・損害（学費、滞在費の損失を含む）
  - 10) 乙が留学を取り止めた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任

- 11) 乙の学力・英語力不足に起因する留学先への入学不許可または入学後の留年等についての責任
- 12) 乙の学業成績や資格試験の結果が不良であったことの責任
- 13) 乙のために行う出発前の現地留学生活に関する出発前オリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の不利益・損害
- 14) 乙が留学国滞在のための海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入していなかった場合の現地における事故、病気等に基づく補償
- 15) 留学国の法令・風俗・道徳および留学先教育機関の規則等についての乙の無知または認識不足により乙が受けた不利益・損害
- 16) 乙の交友関係に起因して乙に生じた損害についての責任
- 17) 留学中の通学、スポーツ、自動車の運転に基づく不利益・損害
- 18) 現地アドバイザーが、甲の業務範囲外の行為により乙に損害を与えた場合の責任

3. 以上の免責事項に該当する場合、支払われた費用、所要実費は本サポートの進行状況により返金されない場合があります。

#### 第16条 責任範囲

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行しなかった場合、乙に生じた損害を賠償する責任を負担し、それ以外の場合、損害については責任を負いません

#### 第17条 研修成果の不担保

本サポートは、甲が乙の留学生生活をより円滑に送るためにサポートの機会を提供することを目的としています。従って、語学および学力の向上などの学業での成果や、進級、卒業の保証、卒業後の進学や就職の保証、その他留学による心理的満足を保証するものではありません。

#### 第18条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲または第三者に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに損害の賠償をしなければなりません。

#### 第19条 準拠法令等

本契約の解釈および本契約に定めない事項については、日本国内の法令および慣習によるものとします。

#### 第20条 裁判管轄

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第21条 約定の変更

本契約は、事情により告知なしに変更されることがあります。

#### 第22条 発行期日

本契約は、2021年5月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

---（以上、契約条項）---

## 個人情報の取り扱いについて

株式会社 ICC コンサルタンツは、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

(1) 個人情報を利用する目的

取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下、「本サービス」という）への参加手続およびそれに関連するご連絡、本サービスの実行およびそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者（満 20 歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大 1 カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

(2) 要配慮個人情報の取得、利用および提供について

本サービスの参加手続および渡航手配、本サービスの実行およびそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航および宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航および宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

(4) 取得の任意性について

個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。

(5) 個人情報の開示等の請求について

当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社 ICC コンサルタンツ  
個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー  
TEL：03-6434-1315 E-mail：[info@iceworld.co.jp](mailto:info@iceworld.co.jp)  
受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～18:30

<以上>